

遠隔指示装置付水道メーターの設置基準

遠隔指示装置付水道メーターの設置基準

1. 適用範囲

この基準は、共同住宅における水道料金等の取扱要綱に基づいて、各戸の住宅等に遠隔指示装置付水道メーターを設置する場合に適用する。

2. 遠隔指示装置付水道メーター等の使用材料

- (1) 遠隔指示装置付水道メーターは計量法に適合し、酒田市長が指定したメーターとする。
- (2) 遠隔指示装置付水道メーターと集中検針盤を接続する信号伝送線は、酒田市長が指定した材料を使用すること。
- (3) 遠隔指示装置付水道メーターの下流側には、メーター用伸縮継ぎ手を使用すること。

3. 遠隔指示装置付水道メーター等の設置方法

- (1) 遠隔指示装置付水道メーターの上流側には止水装置を設置し、下流側には逆止弁を設置すること。
- (2) 遠隔指示装置付水道メーターは、水平に設置すること。
- (3) 遠隔指示装置付水道メーターは、各階のパイプシャフトの中に保守点検及び交換が容易にできるように設置すること。また、パイプシャフトの中に設置できない場合は、各戸の入り口付近の共同住宅用メーターボックス（図1）に設置すること。
- (4) 信号伝送線は端子ボックス接続とし、その取付け位置は着脱が容易で湿気のない場所に設置し、床付けは避けること。また、共同住宅用メーターボックスに設置する場合は、共同住宅用メーターボックス内の上部に設置すること。

4. 集中検針盤の種類

- (1) 指定メーターと接続可能な集中検針盤とする。
- (2) 集中検針盤の外箱は、錠付きドア式とする。

5. 集中検針盤の設置方法

- (1) 集中検針盤は共同住宅1棟につき1箇所とし、計量が容易な場所に設置すること。
- (2) 集中検針盤は、雨、直射日光の当たる場所やちりとほこりの多い場所を避けるとともに、扉の開閉がスムーズで保守点検が容易な場所に設置すること。

6. 工事の届出及び施行

工事の届出及び施行は、酒田市給水装置工事施行基準に準ずる。

附 則

- 1 この基準は平成19年4月1日より施行する。
- 2 この基準の施行以前に行われた取扱いに関する決定及びその他の手続きは、この基準の規定に基づいて行われたものとする。

附 則

- 1 この基準は平成29年4月1日より施行する。
- 2 この基準の施行以前に行われた取扱いに関する決定及びその他の手続きは、この基準の規定に基づいて行われたものとする。

附 則

- 1 この基準は令和5年4月1日より施行する。
- 2 この基準の施行以前に行われた取扱いに関する決定及びその他の手続きは、この基準の規定に基づいて行われたものとする。